

# 



Child Abuse Prevention Network Aichi

## CAPNA 記念公演

## 「朗読劇~おじんの童話と瑞希の唄~」大成功!

CAPNA 理事 小出砂恵子

5月28日に、2年越しで延期となっていた 「おじん公演」を、やっとのことで実現させるこ とができました。もともとは、令和2年5月に CAPNA25 周年記念式典の開催予定があり、その 式典の中での記念公演ということで「おじん公演」 は企画されていたのですが、皆様もご存知の通り、 令和2年の幕開けとともに新型コロナウィルスが 世界中に猛威を振るい、瞬く間に感染が拡大し、全 国に緊急事態宣言が発令される中、イベント関係は 一切中止となりました。CAPNA でもひとまず 25 周年記念式典を11月(全国児童虐待防止月間)に 延期しましたが、感染拡大の収束の見通しがつかず、 その後は翌年の5月、そして11月と三度の順延を 余儀なくされました。この間理事会では25周年記 念式典開催中止の決定が下されましたが、「おじん 公演しは別の形でもいいから何とか実現させようと の声が上がり、理事会の議事案や議事録の中に「お じん公演の実現に向けて」という文字が消えること はありませんでした。コロナ禍の閉塞感で息苦しい 日々を強いられている今だからこそ、「おじん公演」 の開催が子どもたちの明るい未来や希望につながる ことを一心に願ってのことでした。

「おじん」こと鬼頭隆さんは、名古屋市在住の童話作家で、実は、私が教師になって初めて赴任した中学校の生徒のお父さんでした。つまり娘さんの瑞希さんとその弟の拓真くんは私の教え子にあたります。当時から鬼頭さんは地域の子どもたちから「おじん」と呼ばれ、自宅に子どもたちを集めて童話の朗読をしたり、また矢田川の河川敷で早朝から子どもたちにソフトボールを教えたりするなど、その地域ではちょっとした有名人でした。複雑な家庭環境



で暮らす子どもたちも多くいましたが、学校や家で嫌なことがあったりするとみんなおじんの家に行き、そこで明日を迎えるためのエネルギーをもらっていたのではないかと想像します。今でこそ「子どもの貧困」や「子どもの居場所づくり」という言葉はよく聞かれますが、40年近く前にすでに鬼頭さんの家は、傷ついた子どもたちや不安を抱える子どもたちが最も安心できる場所であり、「おじん」という存在そのものが、そんな子どもたちにとってなくてはならない大切な心の居場所だったのではないでしょうか?

延期続きの2年間、「おじん」こと鬼頭隆さんとは何度も連絡を取り合い、「必ず実現させるから、よろしくお願いします。」と言ってありました。「おじん公演」が今回無事開催できたこと、そして超満員の西文化小劇場ホールを見たときには、思わず感動に胸が震えました。公演終了後には、「おじんの'もずの心'と瑞希さんのピアノ演奏に心から感動した。名古屋にこんなにすごい人たちがいたなんて知らなかった。」など、数多くの 称賛のメッセージをいただきました。長い間鬼頭さん親子を見てきましたが、歳を重ねるごとに深みを増す「おじん」の朗読と、大人になった瑞希ちゃんのステキな歌声とピアノ演奏が、本当に多くの人の心に響き大きな感動を

呼んだことを心から嬉しく思いました。そして、この公演を実現させるためにご協力くださった多くの方々には、感謝の気持ちで一杯です。みなさん、本当にありがとうございました。

## 「奇跡の源」

鬼頭隆



ある日、突然童話が 浮かびました。まさし くそれは、僕にとって の奇跡でした。それ から、あれよあれよと 童話を書き続けること

に・・・、又朗読していくことにもなっていき・・・。書く!ということ、その始まりは僕の大学時代です。当時僕は思いつくままの言葉を大学ノートに書きなぐっていました。そのノートを友人が見つけ、読み・・・、その友人から又別の友人へ・・・、知り合いへ、知らない人へと渡っていったのです。それ以来50年近く僕はまだノートに書き続けています。そして童話も・・・。

好きなことをトコトンやり抜く、誰がなんと言おうとやり抜く、やり抜いていける、それが好きなことだと思います。書いてきた詩は大学ノートに58 冊、童話は1500 編、童話朗読会は訳1500 件。僕にとって思いもしなかった数、好きなことをしていくことの積み重ねの証です。詩や童話には薄幸時代の少年期、不遇な青年期・・・、うまくいかない人生、それらをぶつけるようにくやしさやみじめさを書いていったのだと思います。書く!! 僕の奇跡!

先日、早朝6時、矢田川河川敷をいつも通り散歩していました。三階橋の橋の下からヒップホップが大音量で響いていました。いかにもヤンチャそうな若者達5人がたむろしていました。その中のひ



さて、「おじん」に CAPNA ニューズレターに投稿をお願いしたところ、次のメッセージが届きました。



とりの子と目が合いました。するとその子のほうから「おはようございます」と声をかけてきました。「おお!失礼しました。'おはよう'・・・何歳?」「15歳だよ。」

「元気だねー。」

「おじさん、何歳?」

「おじさんじゃなく、おじいさんだよ。71 歳。」 「もっと若く見えるよ。」

「ありがとう。でも、これでも元気なガン患者だよ。」 「ガンなの?」

「そう。だけどガンを味方にしようとしている所だよ。」

「味方に?おじさん、何者?」

「何者かと言われれば・・・、馬鹿者だね。」 みんな大笑いです。

「この馬鹿者がみんなに一言、いい?」

「いいよ。」

「これからドンドン暴れなよ。」

「もう暴れてるよ!」

「そんなんじゃなくてさ、人生大暴れ!っていうことさ!」

「人生!大暴れ!カッケエエー。|

「ね!」

「おじさん、身体気をつけてな!」
「ありがとう。みんなもがんばって!又ね。」
手を振りあいながらサヨナラ言って心の中で思いました。「人生大暴れ!僕もまだまだやっていかねば!!」
少年の大声がしました。「人生!大暴れ!!」 (完)

## 多くの市民ボランティアのみなさまに支えられて

#### Capna 事務局 水 野 真 由

2022年7月 (3)

2022年5月28日(土)西 文化小劇場で開催された朗読 劇「おじんの童話と瑞希の唄」 では会場を埋め尽くすほどの 多くの市民が来場しました。 このイベントは「チャリティ

音楽イベント音楽のちから」様と「吉田潤喜氏・ 名古屋講演会」様からのご寄付で開催することが できました。

両団体は CAPNA の"子どもの笑顔のために" という理念に賛同いただき、3 年前にチャリティ イベントの収益を CAPNA にご寄付くださりま した。



当のあの表ででである。ませれば、おいれば、おいれば、おいれば、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、

礼子様よりご挨拶をいただき、多くの市民の思いが様々な形で CAPNA を支えてくださっているのだと再確認しました。

また会場で大きな事故やトラブルもなくイベントを開催できたのも、多くの有志の市民ボランティアのおかげです。会開催3時間程前から20



名のボランティアの方が集合 し、会の成功のために尽力くだ さいました。

当日はイベント前に定時総会があったため、市民ボランティアの方が中心となりイベ

ントの円滑な運営のために会場案内や受付などを 担ってくださりました。

定時総会も無事開催することができましたこ

と、心から感謝いたします。

イベント開催前日までは CAPNAの電話 スタッフがイベ ント開催にむけ



てリーフレットや広報媒体の封入などを手伝ってくれました。CAPNA は多くの市民ボランティアの方に支えられ 27 年活動をしてきました。

次の30周年を記念できるよう、これからも"子

どもの笑顔のために"という理念を 忘れることなく活動を継続していき たいと思います。





# 法律の小窓(児童福祉法の改正とこども家庭庁の解説)

弁護士·CAPNA理事 岩 城 正 光

- 1 児童相談所での児童虐待対応件数は 2020 年度に約 20 万 5 千件と過去最多を更新しました。 1990年度の児童虐待対応件数は 1101 件でした。 この 30 年間で 186 倍です。児童虐待防止法が制定された 2000 年のときは 1 万 7725 件でしたからこの 20 年間だけでも 11.5 倍に増加しているのです。
- 2 今年6月8日に児童養護施設や里親家庭で育 つ若者の自立を支援するために、原則18歳(最 長22歳)までとなっている年齢上限を撤廃する 改正児童福祉法が成立しました。さらに虐待を受 けた子どもを親から引き離す一時保護の要否を裁 判官が審査する制度も導入されました。
- (1) 児童養護施設などの保護を離れた「ケアリーバー」は親を頼れずに困窮、孤立に陥りやすいことから、その支援を年齢で一律に制限することをやめて、施設や自治体が自立可能と判断した時期まで継続できるようにしました。主に都道府県が自立可能か否かを個別に判断し、22歳以降でも施設で暮らせるようにするなど支援を拡充したのです。年齢制限の撤廃は2024年4月に施行される見通しです。さらに施設を出た後のサポート体制を強化し、相談を受ける拠点の整備にも取り組む必要もあります。
- (2) 一時保護は、虐待の通告などを受けた子どもを児童相談所が原則2カ月以内で親権者から分離する行政処分のことです。今までは児童相談所長の判断で一時保護をしていました。改正法では一時保護の開始前あるいは7日以内に「一時保護状」を裁判官に請求し、保護者が同意する場合を除いて、児童相談所が提出する資料に基づいて一時保護の要否を審査することになりました。裁判官が一時保護は妥当でないと判断した場合には、請求を却下して一時保護を解除します。一時保護の制度に司法審査を関与させる理由は、一時保護の手続きの適正性や透

- 明性を確保することとともに、保護者とのトラブルを防ぐ狙いがあります。一時保護や施設入所といった措置の際には子どもの意見を聞き、その判断材料とすることも義務づけました。一時保護を巡る新制度は、公布から3年以内に施行されることになっています。
- 3 今年6月15日には「こども家庭庁設置関連法」が成立しました。児童虐待対応件数だけでなく不登校の件数が過去最多となり、さらにコロナ禍でより子どもや若者、家族を巡る様々な課題が深刻化しています。常に「子どもの最善の利益」を第一に考え、子どもに関する取り組みや政策を社会の真ん中にとらえて(「こどもまんなか社会」といいます。)、子ども視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れて、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするために、その新たな司令塔として、「こども家庭庁」を創設したのです(「子ども」ではなく「こども」と表記されていることにも注意してくださいね)。

こども家庭庁の設置を検討するために、令和3年7月に内閣官房に「こども政策推進体制検討チーム」が作られました。同年9月には「こども政策の推進に係る有識者会議」を開催し、12月には「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定されました。この閣議決定に基づき、令和4年2月にこども家庭庁設置関連法案が提出され、国会審議を経て同年6月に成立し、こども家庭庁は令和5年4月1日に創設されます。

(1) こども家庭庁の創設が必要である理由は、「こともまんなか社会」の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織が必要であること、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護が必要であることからです。こどもにとって必要不可欠な教育は文科

省の下で充実をさせながら、こども家庭庁と文 科省が密接に連携していくことが予定されてい ます。

- (2) こども家庭庁の基本的姿勢としては、①こどもの視点、子育て当事者の視点を政策に反映すること、②地方自治体との連携を強化すること(現場のニーズを踏まえた先進的な取り組みをつなげ制度化する。人事交流の推進など)、③NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働(民間人の積極登用など)、が挙げられます。
- (3) 内閣総理大臣の直属の機関として内閣府の外局に位置づけられています。各省庁に分かれていたこども政策について、その総合調整権限をこども家庭庁に一本化し、今まで司令塔が不在であった就学前の全てのこどもの育ちの保障、全てのこどもの放課後のこどもの居場所づくりなどを主導していきます。
- (4) 体制としては、内部部局として、①企画立案・ 総合調整部門(こどもの視点・子育て当事者の 視点に立った政策立案や必要な支援を必要な人 に届けるための情報発信・広報等、データ等を 活用したエビデンスに基づく政策立案・実践・ 評価・改善など)、②成育部門(妊娠・出産の 支援、母子保健、成育医療等や3施設[幼稚園・ 保育園・認定こども園」、未就園児対策、家庭 地域を含めた就学前のこどもの育ちの保障に係 る取組の主導、性被害の防止、事故防止、予防 のための死亡検証など)、③支援部門(子ども・ 若者支援地域協議会や要保護児童対策地域協議 会などのネットワークづくり、社会的養護の充 実及び自立支援、こどもの貧困対策やひとり親 家庭の支援、障害児支援など)、という3部門 を予定しています。
- (5) こども家庭庁をより理解するために、もっとも大切な「任務規定」(第3条)を示します。特に児童福祉法との対比での、「こども」の定義が大切です。児童福祉法や児童虐待防止法では、「児童」というのは「満18歳に満たない者」とされていますが、こども家庭庁では「こ

ども」は年齢だけによる区別ではないことが特徴です。「心身の発達の過程」という人格形成途上の者を「こども」と位置づけているのです。 すなわち、

2022年7月 (5)

「こども家庭庁は、心身の発達の過程にある者(以下、「こども」という。)が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とする。」

- (6) こども政策の重点課題をみてみましょう。以下は、本年4月に開催された経済財政諮問会議において、野田こども政策担当大臣が示した内容になります。
- ① 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指し、少子化を克服すること
- ・少子化社会対策大綱に基づく結婚・妊娠・出産・ 子育てのライフステージに応じた総合的な取り 組みを推進すること
- ・地方自治体が行う総合的な結婚支援への一層の 支援や自治体の取り組み支援、官民連携の国民 運動など結婚・子育てを応援する社会的機運の 醸成に向けた取り組みを推進すること
- ・産後ケア事業や子ども家庭センターの全国展開 や、家庭を支援する事業の着実な整備とより広 い世帯への支援提供等による妊娠・出産、子育 て期にわたる切れ目ない支援の充実の実施
- ② 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供すること
- ・就学前施設での共通の教育・保育の保障や保育 士等の配置改善(1歳児、4、5歳児)や、保 育士等の更なる処遇改善を含む就学前教育・保 育の質的向上、就学前の全てのこどもの育ちを 支える指針の策定・普及を推進

- ・保育所等の身近な相談機能の強化なと、地域の 子育て支援機能の強化を図るとともに、未就園 児等の把握や伴走型支援な当職アウトリーチ支 援を推進
- ・放課後児童クラブ、児童館や青少年センター、 こども食堂、学習支援の場をはじめとするオン ラインも含めた様々な居場所(サードプレイス) づくりの推進、研修等人材養成の検討
- ③ 成長環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障すること
- ・虐待未然防止のための市町村における家庭支援機能の強化や、児童相談所の体制強化と民間との協働推進により、児童虐待防止対策を更に強化
- ・家に居場所のない学齢期の子どもへの支援(児 童育成支援拠点事業)など、ヤングケアラーや 若年妊婦、社会的養護経験者等への支援を推進
- ・真に支援を要するこどもや家庭の発見及びニーズに応じたプッシュ型の支援のため、個人情報の保護に配慮の上、地方自治体におけるデータ連携の取り組みを推進
- ・児童発達支援センターの機能強化、医療的ケア 児支援センターの全都道府県への設置を目指す
- ・関係施策との連携等を含めた子ども・若者支援 地域協議会及び子ども・若者総合相談センター の設置の促進
- ・いじめ相談体制など地域の体制整備、重大事態 への対応を改善(文科省と連携)
- 4 こども家庭庁創設とともに、「こども基本法」が制定されました。その立法目的は、日本国憲法及び子どもの権利条約に則り、「全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長すること」、「こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して」、こども施策を総合的に推進することです。

そこでの基本理念は、①全てのこどもが個人の 尊厳とその基本的人権の保障、②全ての子どもの 福祉に係る権利が等しく保障され、教育基本法の 精神に則り教育を受ける機会が等しく与えられること、③全てのこどもに意見表明権や社会活動に参画する機会が確保されること、④全てのこどもの意見が尊重され最善の利益が優先して考慮されること、⑤こどもの養育は家庭を基本として行われること、保護者(両親等)第一義的責任があること、他方で家庭での養育困難なこどもの養育環境を確保すること、⑥子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること、が挙げられている。国は毎年報告(こども白書)を提出し、こども大綱を策定することが求められている。こども政策推進会議がこども家庭庁に設置され、こども施策の審議・実施推進、関係行政機関相互の調整をすることが予定されている。

子どもの権利条約には国内法的効力があるのですが、日本における条約の実施が不十分でもあり、多くの国内法に子どもが権利の主体であることが明記されていないこと、子どもが一人の尊厳ある権利主体として尊重されることが社会全体の共通認識になっていないことを鑑みると、子どもの権利の実施機関、政策調整機関を明記したこども基本法の制定には大きな意義があると思います。

今後の課題は、子どもコミッショナー制度や子 どもの権利救済制度の創設に向けての取り組みで あると思います。

#### 5 最後に

こども家庭庁設置についての解説部分は、「にっぽん子ども・子育で応援団結成13周年記念フォーラム」(令和4年5月22日)で講演された長田浩志内閣審議官の講演資料を参考にさせていただいています。長田浩志さんは、内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室の審議官として、こども家庭庁創設のためにご尽力されてきました。本稿執筆にあたり講演資料の中から一部引用をご快諾戴きました。心からご尽力に感謝申し上げます。なお、CAPNAニューズレター前号(No.106)表紙には、長田浩志さんの「親愛なるCAPNAの皆様へ」と題した寄稿が掲載されています。

## 1. 2022 年度電話相談: 子どもの虐待防止ホットライン

2022年4月1日~6月3日

# 事業報告

#### 1受信件数 146件

1) 相談者性別·年代

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	不明	合計
男	1	0	0	66	0	0	2	69
女	0	10	12	11	12	8	23	76
不明	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	1	10	12	77	12	8	26	146

#### 2) 利用回数

初回	継続	不明	合計
32	114	0	146

#### 3) 相談時間

~ 9	~ 19	~ 29	~ 39
14	29	45	14
~ 49	~ 59	60分以上	
20	12	12	

#### 4)被虐待経験の有無

あり	なし	不明
111	6	29

#### ②内容別件数

虐待(含む危惧)	8
18 歳以上の虐待	88
育児不安	27
その他相談	21
マスコミ・問合せ	1
無言・ノイズ	1

#### 虐待の型

身体的	7
心理的	86
ネグレクト	1
性的	2
不明	0

## 2. 2021 メール相談

月	件数	年累計	事業開始累計		
4	116	116	18,001		
5	51	167	18,052		
6	83	250	18,135		

## 3. シェルター事業

	受付先	経路	利用者	内容	判断	支援	支援結果
5月	事務局	機関	19歳女	DV ケース	該当	利用せず	
5月	事務局	機関	18歳女	虐待ケース	該当	利用せず	

## ご寄付ありがとうございます

皆様の多大な寄付に感謝を申し上げます 2022年3月1日~年6月30日

谷口紀美江 石川知子

敬称略・順は日付順になってます

岩井洋司 藤田真理 花田伸二 坂本精志 鈴木信子 天野清美 小久保裕美 服部恵子 上野浩孝 馬渕 健 園部純子 小出砂恵子 向山富雄 日比野元子 川端祥司 石原千恵子 上竹秀樹 明田 篤 古川敏一 河合達明 石神幸郎 吉田衣里 松山光世 菊島正雄 宮内麻耶香 村上正人 渡辺美紅 松本咲子 中村真規子 堀 豊 平野陽子 白石佳奈 船越柊二 本多光将 下野浩規 河原千洋 水野タヅ子 今井正人 服部高子 匿名 藤岡みすず 兼田知英 和田淑子 嶋康子 飯沼敏子 井階弥可 山岡美和

北原和子

名古屋銀行 株式会社 トリニティー 株式会社プラット NPO 法人イエローエンジェル

後藤宗理

株式会社電力情報センター

松丸史郎

松山直広

下和田静香

# ダイヤモンドドルフィンズ」ホームゲームで 子どもの虐待防止を訴える

#### CAPNA 理事 山本秀樹

CAPNA では 4 月 30 日、5 月 1 日の二日間、ド ルフィンズアリーナ(旧愛知県体育館)で開催され たドルフィンズ今シーズン最後のホームゲームで、 子どもの虐待防止を訴えました。

「ダイヤモンドドルフィンズ」は名古屋を本拠地 とするプロバスケットボールチームです。2022年 度西地区では第3位を誇る強豪チームです。「ダイ ヤモンドドルフィンズ にはもう一つ、バスケット ボールのゲームを通して夢と感動を届ける社会貢献 プロジェクトがあります。そのコンセプトは経済的・ 社会的に恵まれない境遇にある子どもたちや、苦し い状況にある人々に笑顔や希望を届け、より多くの 方々が健康で豊かな生活を送ることができるようサ ポートすることです。

今回「ダイヤモンドドルフィンズ」からの呼びか けで、CAPNA が子どもの虐待防止を訴える機会を いただきました。今シーズンのホームゲームの最終 戦を応援しようとドルフィンズアリーナに詰め掛け た熱心なドルフィンズのファンに、CAPNA の活動 とイベントを紹介するチラシの配布、児童相談所虐 待対応ダイヤル「189」の案内、そして子どもの虐 待防止オレンジリボン運動のマスク等を、ブースを 共にした「チャイルドライン」のチラシと合わせて、 二日間で 750 セットを配布することができました。

チラシを受け取った方の中には自身が幼児期に受け た虐待の辛い体験をお話し下さり、相談機関を紹介 するという出会いもありました。

因みにこの二日間のドルフィンズの勝率は1勝1 敗、さらにBリーグチャンピオンシップでは準決 勝に進出するという大奮闘でした。

さて6月には児童虐待に関する新しい法律も成 立しました。児童相談所が虐待を受けた子どもを保 護者から引き離す「一時保護」の際に、裁判所が必 要性を判断する「司法審査」の導入などを盛り込ん だ児童福祉法の改正です。この改正法には児童養護 施設などで暮らす子どもや若者に対する自立支援に ついて、原則 18歳、最長でも22歳までとしてき た年齢制限を撤廃することも含まれています。

このように子どもの虐待防止に関する法整備も急速 に進みつつあります。また子どもの虐待防止に関す る関心は「ダイヤモンドドルフィンズ」のようなス ポーツ業界のみならず、食品業界、音楽業界、一般 企業などの支援にも広がっています。これは子ども の虐待防止への社会の関心の高まりとして CAPNA としてとても感謝しております。さらに多くの方々 からの子どもの虐待防止へのご支援ご協力をお願い いたします。

## 編集後記

おじん、鬼頭さんの迫力に西文化センターに参集した人たちといっぱい拍手をしました。2年越しの 朗読劇はおじんと瑞希さんの迫力ある朗読劇と劇を豊かに誘う唄の優しさに包まれました。会場いっぱ いの参加者の皆さまともども本当にありがとうございました。始まりは、水野さんが書いているよう にCAPNAへのご寄付です。くしくも「こども家庭庁」が創設されることになり、「子どもがまんなか」 と位置づけられて、子どもへの体罰は禁止となり、子どもの権利が法に入りました。

CAPNA はこれからも「小さい人」を大切にしていくために、子どもへの虐待防止活動を継続してい きます。これからも引き続き皆様の支援をお願い致します。 (小久保 裕美)

CAPNA NEWS LETTER Vol.107 🖁 発行所: 認定 NPO 法人 CAPNA 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち

2022 年 7 月 25 日発行 🧵 〒 460-0002 名古屋市中区丸の内 1-4-4-404

発行人: 小久保裕美 • TEL 052-232-2880 URL:https://capna.ip

編集人: 兼田 智彦 • ご寄付は https://donate.capna.jp/

